

窓口受付時間の短縮等の終了について

令和6年5月31日

事業者・代理人等の皆様へのお礼とお願い

年度当初の建設業許可に関する申請等について、書類審査等をできるだけ円滑に行うため、令和6年4月1日から5月31日までの間、新規申請などの窓口受付時間の短縮等の対応をさせていただいたところです。

申請等を行う皆様には、大変御不便をおかけいたしました。令和6年6月以降は、下記のとおり通常の取扱いといたしますので、お知らせします。

今後とも円滑な書類審査の実施について、御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 受付日

月曜日から金曜日（祝日・年末年始12月29日から1月3日を除く。）

2 受付時間

午前9時から午前11時

午後1時から午後4時15分

3 その他（お願い）

審査に時間を要する次の申請（届出）は、できるだけ午前・午後の受付終了時刻間際の提出とならないように、早めに御来庁くださるようお願いいたします。

- (1) 工事实績の確認※を要する新規申請、業種追加申請
- (2) 工事实績の確認※を要する変更届（常勤役員等、専任技術者の変更）
- (3) 許可の承継

※請求書等と通帳等の入金確認を伴うもの

機械器具設置工事など書類等から業種の判断に時間を要するもの（専技実務経験等）